

大阪市会ハラスメント防止条例を公布する。

大阪市会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、大阪市会議員(以下「議員」という。)と議員、又は議員と職員が互いに人格を尊重し、議員及び議会としての役割を十分に発揮するため、議員間又は議員と職員との間におけるハラスメントの防止に関し必要な措置を講じ、市民から信頼される大阪市会(以下「市会」という。)の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント パワーハラスメント(職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方の勤務環境(議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。)を害することとなる行為をいう。)、セクシュアルハラスメント(性的な言動により相手方に不快感を与える行為又はその行為により当該相手方の勤務環境を害し、若しくは勤務条件に不利益を与えることとなる行為をいう。)、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント(妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動により相手方の勤務環境を害することとなる行為をいう。)、その他の誹謗中傷^{ひぼう}、風評等により相手方の人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。

(2) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員(議員を除く。)をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間又は議員と職員との間において生じた問題について適用する。

(議員の責務)

第4条 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、その能力の発揮や良好な勤務環境の確保を阻害する行為であることを自覚し、自らの言動を厳しく律するとともに、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該言動を行っている議員に対し厳に慎むべきである旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。

(議長 の責務)

第5条 大阪市会議長(以下「議長」という。)は、市会におけるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントに係る相談があつた場合には当該相談に係る事実関係を調査し、必要に応じて当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置(以下「被害防止措置」という。)を迅速かつ適切に講じなければならない。

(研修)

第6条 議長は、市会におけるハラスメントを防止するため、議員、大阪市会事務局の職員その他議長が必要と認める者に対して研修を実施するものとする。

(相談体制の整備)

第7条 議長は、弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者を相談員とする体制について、別に定めるところにより整備する。

2 議員によるハラスメントに係る被害を申し立てる者(以下「申立人」という。)は、議長が別に定めるところにより、相談員に対し、当該ハラスメントに関する事項について相談を行うことができる。

(相談事案への対応)

第8条 前条第2項の規定による相談(以下「相談事案」という。)を受けた相談員は、相談事案におけるハラスメントに関する事実を確認するため、申立人、申立人がハラスメントを行ったとする者(以下「被申立人」という。)その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うことができる。

2 相談員は、前項に規定する調査を行おうとするときは、あらかじめ議長の承認を受けなければならない。

3 第1項の規定による調査の結果、ハラスメントがあつた又はそのおそれがあつたと相談員が認める場合であつて申立人が被害防止措置を求めるときは、当該相談員は議長にその旨を報告するものとする。

4 相談員は、前項の規定による報告のほか、相談事案の受付及び対応の状況について、議長に報告するものとする。

5 第3項の規定による報告を受けた議長は、必要に応じて、他の相談員その他の者の意見を求めることができる。

6 議長は、この条の規定に基づく相談員の業務遂行の自由を保障するものとする。

7 相談員は、相談事案に関する秘密を厳守するとともに、この条の規定に基づく業務(以下「相談業務」という。)を行うに当たっては、申立人及び被申立人のほか調査の対象となつた者(以下「調査対象者」という。)の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。

8 相談員は、あらゆる政党及び会派並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に相談業務を行わなければならない。

(調査協力義務)

第9条 前条第1項の規定により相談員が相談事案に関して調査するときは、相談事案の申立人、被申立人及び調査対象者は、これに協力するよう努めなければならない。

(相談事案関係者の義務)

第10条 申立人、被申立人及び相談員その他の第7条第2項の規定による相談に関わる者は、申立人、被申立人及び調査対象者の利益を不当に侵害しないため、同項の規定による相談を行い、又は相談が行われている旨、相談員の発言その他相談事案に関する内容について、他に漏らしてはならない。

2 前項の規定に反し、同項に規定する事項が他に漏れたことが明らかになったときは、議長は、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び漏らされた事項のうち事実と反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認した相談員の意見を踏まえ、申立人、被申立人又は調査対象者の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。

3 申立人、被申立人及び相談員を除く第7条第2項の規定による相談に関わる者は、相談事案に関し相談員を介さず直接交渉し、又は申立人若しくは被申立人を威迫する等、相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

(被害防止措置)

第11条 議長は、第8条第3項の規定による相談員からの報告を踏まえ、市会における対応が必要と認めるときは、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求める等の被害防止措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、あらかじめ議長、大阪市会副議長(以下「副議長」という。)及び市会運営委員の所属する各会派から推薦された議員各2名により構成されるハラスメント審査会(以下「審査会」という。)の議を経なければならない。

2 議長は、被申立人が前項の規定による被害防止措置に応じないとき又はハラスメント被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、審査会の議を経て、被申立人の氏名、相談の内容、調査結果及び同項の被害防止措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

(プライバシーの保護)

第12条 議員は、申立人、被申立人及び調査対象者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(取組状況の公表)

第13条 議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況、議員がその責務を果たす上で参考とすべき事例等、この条例に基づく取組の状況を公表するものとする。

(議長の職務代行)

第14条 議長が申立人又は被申立人となったときは副議長が、議長及び副議長が共に申立人又は被申立人となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則(令和6年12月1日施行、市会告示第1号)

1 この条例の施行期日は、議長が定める。

2 第7条第2項、第8条(第1項から第3項まで及び第5項を除く。)及び第10条の規定は、この条例の施行の日前に行われたハラスメントについても適用する。

附 則(令和6年11月1日条例第87号)

この条例は、公布の日から施行する。